

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
3 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者など、地域の支援施設等のみでは支援が困難な人に対する専門的支援拠点を中心に支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組みます。 また、障害を抱えたひきこもり状態にある本人や家族等に対しては、相談支援等により、支援を希望するひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。	（１）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 地域の支援施設が専門的な支援拠点と連携し、発達障害や高次脳機能障害のある人が、より身近な地域で専門的な支援を受けられる体制の整備が必要である。 また、発達障害のある人の日中活動の場が不足しており、対応可能な事業所の整備や利用者への情報提供が必要である。 さらに、難病患者については、難病の特性、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮し、支援が実施されるように市町村、社会福祉関係者、医療関係者の理解と協力促進を図る必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 発達障害、高次脳機能障害のある人及びその家族等に対する支援については、各支援拠点を中心に普及啓発を行い、早期に専門的な相談支援につながるようにするとともに、支援者の育成や地域連携の強化に取り組む。 また、引き続き地域難病相談支援センターや難病診療連携拠点病院・協力病院等との連携を推進し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取り組むとともに、医療費助成により患者及びその家族の負担軽減を図る。	←（１） ・発達障害者支援地域協議会の開催回数^{国指針} ・発達障害者支援センターによる相談支援件数^{国指針} ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数^{国指針} 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数^{国指針} ・ペアレントトレーニングペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）^{国指針} ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）^{国指針} ・ペアレントメンター人数^{国指針} ・ピアサポート活動への参加人数^{国指針} ・高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数^{国指針} ・高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数^{国指針} ・高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数^{国指針} ・高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援^{国指針} ・高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発^{国指針} ・発達障害者支援センター運営事業実利用者数^{国指針} ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修等受講者数^{県独自}

	(2) ひきこもりに関する支援の推進 (3) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	(2) 【Ⅰ 現状・課題】 ひきこもりの状態に至った要因や現在の生活状況などはそれぞれ異なるため、就労、就学、福祉的支援、医療機関での治療など様々な分野の支援機関が連携して、相談者の多様なニーズに対応できる支援を充実させていくことなどが課題となっている。 【Ⅱ 取組の方向性】 ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応とアウトリーチ型の支援、家族向けの支援体制を充実するとともに、地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などにより市町村等との連携強化を図る。 (3) 【Ⅰ 現状・課題】 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）の出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、支援が必要であっても適切な相談機関につなげることができず、生活が困難であると想定される。 【取組の方向性】 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢や障害に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センター等の関係機関が連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制の充実を図っていく。	
--	---	---	--